

保 政 第 507 号
平成 27 年 10 月 19 日

第 21 期 保土ヶ谷区民会議
代表委員 小 林 由 美 子 様

横浜市保土ヶ谷区長
菅 井 忠 彦

平成 27 年度「地域のつどい」からの提言・要望事項について（回答）

この度は「地域のつどい」からの提言・要望事項をまとめていただき、ありがとうございました。

平成 27 年 8 月 24 日にご提出いただきました提言・要望事項につき、別紙のとおりとりまとめましたので、回答します。

平成 27 年度「地域のつどい」提言・要望事項 回答

【高齢者問題】

- 1-1 ◆毎月、町内会館で 70 歳以上一人暮らしの方の食事会「ほのぼの会」を開催(12～13 名)。以前は行政から助成がありましたが今は一部です。全部とは言いませんが、もう少し助成を増やしてもらいたいと思います。(6/29)

◇保土ヶ谷区福祉保健課 (電話：045-334-6341 FAX：045-333-6309)

「ほのぼの会」様には、保土ヶ谷区社会福祉協議会の「あったかほ도가や助成金」を活用して活動いただいています。「あったかほ도가や助成金」は、国費からの補助金が財源として入っており、平成 24 年度から国費による飲食経費への助成が認められなくなったことから、食事会での食材費等が助成対象外になりました。

「あったかほ도가や助成金」について詳細をお知りになりたい場合は、保土ヶ谷区社会福祉協議会までお尋ねくださいますようお願いいたします。

社会福祉法人 横浜市保土ヶ谷区社会福祉協議会

TEL：045-341-9876 FAX：045-334-5805

- 1-2 ◆外出に大変苦勞している高齢者が増えています。坂に手すりがあれば外出する機会が増えると思います。簡単にはいかないかもしれませんが手すりの設置をお願いします。(6/26)

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所 (電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531)

保土ヶ谷区は丘陵地で起伏が激しい地形のため、急な坂道が多く、手すりの設置の要望が多く寄せられています。

しかしながら、車道については、手すりを設置することにより車道の幅員が狭くなり、車両の走行に支障する恐れがあること、また、民地の出入口で連続性が保てないことから、車道に手すりを設置するのは困難な状況です。

他方、歩道や階段等については、具体的な要望箇所をご連絡いただければ、現地を確認し、幅員や民地からの出入口を考慮して、可能であれば手すりを設置いたします。具体的な要望箇所を土木事務所までご相談ください。

- 1-3 ◆高齢で神経痛、腰痛の方が多くいます。そのような方のために、坂に小さなベンチ(休憩設備)などを置いてもらいたいです。同様に国道 1 号線沿いに高齢歩行者のための休憩場所(ベンチなど)が欲しいと思います。(6/26、29)

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所 (電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531)

公道上のベンチは、歩行者、自転車、車両等の通行の支障とならないよう

な場所に設置する必要があり、歩道のない道路には原則設置できません。

バス停以外の休憩施設としてのベンチは、土木事務所が自ら設置するもののほか、市区町村や町内会等の団体が土木事務所の許可を得たうえで設置できるものがありますが、十分な歩道幅員の他にも、公園等近接の休憩施設の設置状況、利用状況予測、付近の利用者への説明状況等を確認したうえでの判断となります。保土ヶ谷区内で十分な歩道幅員が確保できる道路としては、環状2号線や国道1号の一部区間など限られた道路となりますが、積極的にベンチを設置しておりません。具体的なご要望箇所があれば、町内会等で話し合いのうえ、区役所または土木事務所までご相談ください。

- 1-4 ◆私たちの団地は高齢者、一人暮らしの女性が増えています。災害時はもちろん、降雪時に雪掻きもできない状態です。中・高生などのボランティアをお願いしたいと思います。(7/3)

◇保土ヶ谷区高齢・障害支援課（電話：045-334-6351 FAX：045-331-6550）

地震など長期にわたる災害時のボランティア活動は、保土ヶ谷区災害対策本部ボランティア班と保土ヶ谷区社会福祉協議会で設置する災害ボランティアセンターが連携して活動することになっています。

一方、降雪時の雪掻きなど早急に活動できるボランティア体制はできておりません。中・高生などのボランティアとのご要望ですが、通学など現時点では様々な課題があると考えています。降雪時の雪掻きといった課題については、自治会等で話し合っただき、地域の助け合いのなかで対応していただくようお願いします。

- 1-5 ◆要介護1・2の人を看るボランティア組織ができると聞きました。保土ヶ谷区ではこの取り組みはどこまで進んでいますか。(6/22)

◇保土ヶ谷区高齢・障害支援課（電話：045-334-6351 FAX：045-331-6550）

現在保土ヶ谷区では、介護保険認定が要介護1、2の方を看るボランティア組織ができるといふ動きは把握しておりませんが、関連する情報として、介護保険法の改正に伴い平成28年1月より平成29年4月にかけて要支援1、2の方に対する訪問介護、通所介護が、全国一律の予防給付から市町村が取り組む地域支援事業に順次移行されます。

横浜市が取り組む地域支援事業としては、高齢になってもできるだけ地域で生活できるよう、既存の介護事業者等による現行と同等のサービスだけでなくNPO、ボランティア、地域活動などの多様なサービスの提供を見込んでおります。保土ヶ谷区でも本格実施に向け、地域でのボランティア活動等の把握をきめ細かく行うとともに、要支援なども含む高齢者の方が身近で利用できる場として「きらり☆シニア塾」等、居場所づくりにも力を入れております。

【防災（拠点）問題】

- 2-1 ◆災害発生時の避難場所として今井小学校が指定されています。これ以外に防犯センターも利用できるようにして欲しいと思います。（7/3）

◇保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

地域防災拠点では、受入可能人数に対して予測される避難者数が大幅に増加し、現行の受入可能人数が大幅に不足する場合、他の施設を「補加的避難場所」として指定することができます。この場合、当該施設の施設管理者と受入れに関する調整をしたうえで指定し、運営は地域防災拠点の運営委員会を中心とした地域住民で行うこととなります。

今後、今井小学校の区域内の居住人口の推移を確認し、将来的に大幅な不足が予想される場合には、ほどがや防犯センターを含め補加的避難場所の指定を検討していきます。

- 2-2 ◆新桜ヶ丘地区は高台にあるため、災害時の水の補給が心配です。井戸マップというようなものはありますか。（7/3）

◇保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

災害時の生活用水の確保として、健康福祉局が災害応急用井戸を指定しており、保土ヶ谷区内に121か所あります（平成27年3月31日時点）。指定された井戸は「災害用井戸協力の家」として、市ホームページの「行政地図情報提供システム」上の「わいわい防災マップ」にて公開しています。

なお、災害時に全ての井戸が確実に使えるとは限らず、数も限られており、また洗浄水などの生活用水としては利用できますが、飲料水としては適さないため、各家庭で最低3日分の飲料水備蓄をしていただくようお願いいたします。

- 2-3 ◆笹山小学校が防災拠点ですが、山の上なので多くの高齢者は行くことができません。近くの中学か他の小学校に変えていただけませんか。同様に西谷中学の防災拠点も高齢者は行けません。川島小学校か上星川小学校に変えられないでしょうか。（6/22）

◇保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

地域防災拠点の全域的な指定区域の見直しについては、居住人口に大きな隔たりがないように設定する必要があることや、当区は全域にわたり起伏が多く、たとえ区域変更を行っても地域防災拠点に至る避難経路に坂道を回避することは困難であること、また、これまでに蓄積された運営委員会の経験や形成された人的繋がりを活かしていくことが円滑な避難所運営に不可欠と考えられることから、指定区域の全面的な見直しは予定していません。

なお、発災時には、その場にあった身の安全を図ることが最優先であり、避難所については、混乱が予想される発災初期（1日～2日）は、指定区域に捉われることなく、自らの判断で避難しやすい地域防災拠点に避難してください。

当該地域防災拠点から救援物資を取得することができます。但し、避難生活が長期にわたる場合については、上記の理由から指定の地域防災拠点に移動いただくようお願いいたします。

- 2-4 ◆防災拠点と学区の地域割りはどのようにして決められるのでしょうか。教えてくださいたいと思います。(6/22)

◇保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

地域防災拠点の地域割りについては、横浜市防災計画に基づき「地域防災拠点の位置」「地域防災拠点に通じる道路の状況」「周辺地域の人口分布」「自治会・町内会の区域」等を考慮して設定しています。主に、各地域防災拠点の施設規模や区域内の居住人口を考慮し、各地域防災拠点の避難者数に大きな隔たりが無く、特定の拠点に避難者が集中しないように区域を決めています。

学区の地域割りについては、横浜市立小・中学校の通学区域制度及び学校規模に関する基本方針に基づき「学校規模」「通学時間・通学距離」「通学路の安全性」「地域コミュニティとの関係」「小学校・中学校の通学区域」などを総合的に考慮して設定します。具体的には、学校が適正規模になるようにする、通学時間・距離がおおむね一定の範囲内になるようにする、道路交通事情等を考慮し通学路の安全性を確保するといった点に考慮して区域を決めています。

【交通(安全)問題】

- 3-1 ◆狩場町方面から区役所へ行くのが不便です。岩崎ガードを通過して行くバスは1日2本ありますが、区役所へ行くような時間帯にはありません。バスの乗り換えなしで区役所へ行けるようにお願いします。(6/26)

◇交通局保土ヶ谷営業所（電話：045-331-2401 FAX：045-331-0461）

現在、市営バスでは限られた乗務員数とバス車両の中で効率よく運行できるよう努めているところです。

ご指摘いただきました狩場町から保土ヶ谷区役所に向かうバスについては、現在一部の時間帯のみの運行となっておりますが、頂きましたご意見を参考にお客様利用状況人数等を調査し見極めながら、今後のダイヤ改正の参考とさせていただきます。

大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解をお願いいたします。

- 3-2 ◆新桜ヶ丘地区では総合病院がある東戸塚にいく高齢者が多くいます。小型バスでも良いので東戸塚へ行く直行バスの運行をお願いします。(7/3)

◇交通局路線計画課（電話：045-326-3865 FAX：045-322-3912）

ご要望をいただいた「新桜ヶ丘地区」から東戸塚駅へ新規路線を運行するためには、新たなバス車両の調達や、乗務員の用意が必要となります。しかしながら、運行を開始したとしても、必ずしもそれに見合ったお客様のご利用を見込むことができないため、市営バス事業の経営状況への影響を考慮いたします

と、現時点でご要望に沿うことは困難です。

また、横浜市内の各バス事業者が、保有する系統やエリアに責任を持って運行することにより、現在の横浜市内のバスネットワークが維持されております。

「新桜ヶ丘地区」は、相鉄バスが責任を持って運行しているエリアであり、むやみに市営バスが相鉄バスの運行エリアへ路線を拡大いたしますと、お互いの路線の収支に悪い影響を与え、減便や系統の廃止等、かえってご利用のお客様の利便性を損ねる結果を招きかねないことから、現時点でご要望いただいた路線を市営バスが新設する考えはございません。

◇道路局企画課（電話：045-671-3800 FAX：045-651-6527）

路線バスは、一定の収益を得られ、利用者からの運賃収入によって運行経費が賄われ、収支が黒字となることが、路線新設の条件となります。

上記のような点を踏まえ、路線の新設の判断は各バス事業者が判断することとなります。ご要望の趣旨については、近隣を運行するバス事業者へお伝えいたします。

- 3-3 ◆保土ヶ谷橋交差点から戸塚方面の1キロぐらいの間に押しボタン式横断歩道が3～4か所ありますが待たされるし、いつ変わるかわからないので、なかなか渡れない状態です。カウントダウン式の歩行者用信号機に変えられませんか。（6/26）
- 3-4 ◆保土ヶ谷駅東口は朝夕の送迎の自家用車がとても多いです。直進のみでUターンはできないはずなのに、違反してUターンする車があとを断たなくて危険。交通安全のために善処をお願いします。（6/26）
- 3-5 ◆西谷駅前の信号、歩道橋を変更して欲しいです。歩道橋は撤去して横断歩道にして歩行者優先にしてください。（6/22）

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署（警務課住民相談係）にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、警察署では直接に相談されることを希望しておりますので、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

保土ヶ谷警察署 電話：045-335-0110 FAX：045-332-0110

- 3-6 ◆雨よけのあるバス停と、ないバス停との差は何かあるのですか。（6/29）

◇交通局営業課（電話：045-326-3864 FAX：045-322-3912）

横浜市交通局では、バス停留所に設置する上屋に対して、次のような設置基準を定めております。

- ・歩道の幅員が一定以上確保されること（上屋を設置した後の歩道幅2.0m以上であること（横浜市道路占用許可基準））
- ・埋設物や電柱等、障害物がないこと

- ・バス停前の住民の方のご了解を得ていること
- ・上屋設置に対する許認可（道路占用許可・道路使用許可・建築物の道路内建築許可・建築物の建築確認許可）が下りるバス停
- ・乗車人員が多いことなどがあります。

以上のバス停下屋の設置基準をもとに、お客様のバス待ちの利便性や快適性を向上するため、設置を進めています。

【道路問題】

- 4-1 ◆道路脇の植栽が生長して人や車の通行を阻害しています。道路標識も見えなくなったり、通学路でも防犯灯に植栽が被っています。それが個人宅の植栽だと言いつらい。土木事務所など行政から所有者に注意・指導・調整をお願いできないでしょうか。（6/25）

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

民有地より道路側に越境した草木の処理については、土地所有の権利関係もあり、土木事務所としても対応に苦慮しているところです。しかしながら、道路パトロールや区民の皆様からのご連絡により、草木の繁茂等で道路の通行に支障がある箇所が確認された場合には、引き続き、土木事務所より所有者に対して依頼をしております。ご理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

- 4-2 ◆鎌倉街道の桜の木を切ったあとの植樹、品種の決定はいつになるのでしょうか。（6/25）

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

昨年度、かまくら道にある倒木の恐れがある桜を伐採するのと並行して、再植樹を検討しました。その結果、再植樹の工事に合わせて既存の桜は全て撤去し、かまくら道を保土ヶ谷駅に向かって右側の歩道の中（整備延長約600m）に、新しい桜を30本程度植樹することとしました。

桜の品種は、車両の安全など道路管理面を考慮し、横に広がるソメイヨシノではなく、盃状に上に向かって育つ、白い花びらの「ウミネコ」という品種とする予定です。

このことについては、27年4月末にかまくら道に隣接する5つの町内会の会長に報告し、同町内会には計画図を回覧いたしました。また、併せてかまくら道に接してお住まいの約200世帯に計画図を配布。6月に報告会を3回開催し、了解をいただいたところです。

今後の計画としては、工事発注をするための設計を今年度中に行い、来年度以降約3年をかけて段階的に歩道の整備と再植樹を行っていく考えです。

- 4-3 ◆瀬戸ヶ谷小学校から英連邦墓地方面にかけて、道路が穴だらけで通行しづらいです。一部が私道になっているため、自治会でコンクリートを埋めています。

私道であっても行政でバックアップをお願いします。(6/26)

◇南区南土木事務所(電話:045-741-3121 FAX:045-714-5411)

保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所(電話:045-331-4445 FAX:045-335-0531)

ご意見をいただいた道路のうち、瀬戸ヶ谷小学校から永田台公園前バス停の交差点までの区間は、南土木事務所の管轄になります。この区間は私道敷地と市道の敷地が一体で道路形態をなしています。これらの敷地の境界は大半の部分が確定していないため、市が管理すべき範囲が判然としない状態となっています。

私道敷地部分の補修は、本来的には土地所有者が行うものですが、安全確保の観点から検討し、応急的な路面部分の簡易な補修については、南土木事務所で対応いたしますのでご連絡ください。

また、永田台公園前バス停の交差点から英連邦墓地方面は、保土ヶ谷土木事務所の管轄になります。

舗装の補修ですが、英連邦墓地前はバス通りのため傷みが目立ちますので、特に傷みが進んでいるところから順次、補修を行います。

- 4-4 ◆保土ヶ谷区の道路点検の際、車両での点検だけでは小さな穴などは見落とされます。歩行、自転車、バイクを使っての点検もお願いします。例えば、元町ガードから神奈川坂をバイクで走行すると、道路はデコボコで事故が起きそうな状態です。(7/3)

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所(電話:045-331-4445 FAX:045-335-0531)

横浜市では黄色に色彩した道路パトロールカーを使用して毎日定期パトロールを行っていますが、平成24年12月に発生した笹子トンネルの事故を受けて、25年度に改めて本市が管理する道路を土木事務所及び道路局の職員により徒歩による一斉点検を行いました。

さらに、この取り組みを定期化するため、26年度に「徒歩パトロール実施基準」を制定しました。

これを受け、26年度から保土ヶ谷土木事務所では毎年1回、職員により区内の本市が管理するすべての道路の徒歩によるパトロールを実施しています。

皆様からの情報もお待ちしていますので、お気づきの点がございましたら土木事務所にお寄せください。

なお、ご指摘の神奈川坂では、舗装に穴が空いているような状況ではありませんが、元町ガード交差点付近の横断グレーチング(側溝)周りの舗装の傷みと、花見台交番前交差点から坂を下る中腹ぐらいの間で舗装の劣化が進んで傷んでいますので、来年度に舗装補修を考えています。

- 4-5 ◆鴨居—上飯田線道路は通学路になっていますが、とても狭く交通量は多いです。それなのに産業道路の名が付いています。大型トラックも通行。昔、新井小学校の児童の事故死もありました。この道路の拡張について市は平成9年に

新井中学で地元説明会を行い、測量も済んでいます。平成 15 年完成と聞いていましたが、その後何の説明もありません。どのようになっていますか。早い対策をお願いします。(6/22)

◇道路局建設課(電話:045-671-3542 FAX:045-663-8393)

保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所(電話:045-331-4445 FAX:045-335-0531)

ご指摘いただいた道路は、市道鴨居第 378 号線(新井地区)道路改良事業として、平成 8 年度から 15 年度まで事業を進めていましたが、厳しい財政状況等により、一部用地を取得させていただいたものの、工事着手に至っていない状況です。

都市計画道路鴨居上飯田線とほぼ並行してある既存道路の通称稲荷通りは、新井小学校の通学路となっていますが、特に、公民館前バス停から新井小学校までの約 1 km の区間では、現況の道路幅員が概ね 6~8 m と全体的に狭く、ほとんど歩道整備ができないため、土木事務所としては、車線のラインの引き直しやスクールゾーンの路面標示、あんしんカラーベルト(路側帯の緑色のライン)の設置等で対応を行っております。

しかし、歩行者の安全を確保するためのガードレールの設置要望などをいただいていることから、再度現地を確認したところ、現況道路の外側に都市計画道路鴨居上飯田線の先行取得用地などの横浜市管理する用地が確認できました。このため、今年度、稲荷通りにおいて用地測量を行い、これらの用地が活用できるか検討を進めています。

来年度以降、検討結果を踏まえ、隣接地権者との協議、調整を図りながら、可能なところから道路の部分的拡幅によりガードレールやあんしんカラーベルトの設置を行っていく考えです。

- 4-6 ◆高齢者、障がい者(車いす)のために、車道と歩道との段差をなくしてください。転ぶ人が多くいます。段差を斜めにカットすれば解決すると思います。(6/22)

◇道路局施設課(電話:045-671-2731 FAX:045-651-5443)

健康福祉局福祉保健課(電話:045-671-4049 FAX:045-664-3622)

歩道と横断歩道等を設ける車道の部分との段差について、車いす使用者や高齢者等には、段差や高低差がないものが望まれますが、視覚障害者にとっては、歩道と車道を識別する手がかりとして、ある程度の段差や高低差があるほうが望まれます。

このため、車いす使用者が通行でき、かつ視覚障害者が歩道と車道の境目を白杖や足により確認できるよう、本市では 2 センチメートルの段差を基準としています。

全ての人にとって望ましい構造にすることは、非常に難しいことなので、ご理解をお願いいたします。

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）
土木事務所では、2センチメートルの段差を基準として、整備を行っています。

歩車道の境界部分で2センチメートルを超える段差があるなどの不具合がありましたら、土木事務所にご連絡いただければ、現地を確認し、対応いたします。

【環境・ごみ問題】

5-1 ◆保土ヶ谷駅西口公園の清掃をしていますが、たばこの吸い殻、びん、缶のポイ捨てにあきれています。以前、ごみカゴが設置してありましたが撤去されました。再設置をお願いします。（6/25）

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

横浜市では、公園内の美化や、ごみの分別による減量化を進めています。ところが、公園のごみ箱にはごみが無造作に入れられがちであり、公園美化ならびにごみの分別を推進する上で課題となっておりました。そのため、横浜市が管理する公園については「公園でのごみは利用者が持ち帰る」ことをお願いしており、身近な公園のごみ箱を原則撤去させていただいております。何とぞ、ご理解ご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

5-2 ◆保土ヶ谷駅東口通路（階上）が汚く、電気も暗くごみもあります。駅前の景観美化をうたっているのでは何とかして欲しいと思います。（6/26）

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

現在、床の掃き掃除は定期的に行っていますが、床に黒いシミが点在していたので、3月にシミをはがし取る床の清掃を行いました。

照明については、電灯の笠の清掃、古くなった電球の交換を適宜行います。

今後、床の清掃に合わせ、壁の清掃も行ってまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

◇保土ヶ谷区区政推進課（電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945）

先の回答の通り土木事務所が今後も対応いたしますが、保土ヶ谷駅東口通路はJR保土ヶ谷駅に隣接している為、ご要望の趣旨を、個人情報を除いて東日本旅客鉄道株式会社あてに参考送付しました。

【河川対策】

6-1 ◆元町橋の所の河川修理のため土嚢を積みましたが、昨年、その土嚢が破れて宿場橋の所に土砂が堆積しました。河川局の対応は1時間あたり降雨量50ミリ対応との回答です。70ミリ対応でなければ危険だと思いますので検討をお願いします。また、外川神社あたりに、流れてきた草、土砂がたまっています。清掃などの対応をお願いします。（6/26）

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

平成26年の大雨災害の際に今井川改修工事の現場で、仮設で護岸を保護してあった大型土のうが破れ、土のうや土砂が下流に流出してしまい、ご心配とご迷惑をお掛けいたしました。お詫び申し上げます。

現在は護岸工事が進み、土のうが破れた箇所はコンクリートで復旧しており、土のうの撤去と、流れ出た土砂の浚せつ（しゅんせつ：土砂を掘取り、運搬処分する作業）が完了しております。

なお、河川内に流れてくる草木や土砂は、適宜、掃除・浚せつ作業を行ってまいりますので、何とぞご理解くださいますようお願いいたします。

◇道路局河川事業課（電話：045-671-2860 FAX：045-664-5873）

今井川の護岸は1時間当たりの降雨量50mm対応で整備しており、現在の改修率は約65%です。現在の整備が完了した後は、具体的な日程までは未定ですが、引き続き1時間当たりの降雨量82mm（下流部）、1時間当たりの降雨量60mm（中上流部）を目標に整備を進めていく予定です。

- 6-2 ◆菅田川の改修工事は終わったのですか。豪雨の時にバイパス管（西谷商店街の地下を通っている）を見ると、管の5分の1ぐらいの水位しかありません。工事は未完成なのではないでしょうか。菅田川改修案が出て25年も経つのに、住民は安心できないので早い対策をお願いします。（6/22）

◇環境創造局管路整備課（電話：045-671-2813 FAX：045-681-2215）

浸水対策を目的とした第2大六天橋付近から帷子川までの菅田川の改修工事については、平成13年度に整備が完了しております。その後、県道青砥上星川線の上菅田町75番地先から西谷梅の木公園を經由し市道羽沢155線の第2大六天橋まで雨水幹線（バイパス管）の整備が完了しております。しかし、既設下水道管を雨水幹線に取り込むための切替工事は一部完了しておりません。

この雨水幹線は、神奈川東部方面線の鉄道路線と競合しており、現在、雨水幹線の一部を迂回させる工事を鉄道会社が施工しているため、この工事が終了するまでは、切替工事を行うことはできません。そのため、本市としては、鉄道会社と施工完了に向けて協議を進めているところです。

この工事が終わり次第、未完了部分の工事を当該事業者と調整を図りながら実施してまいります。ご理解いただけますよう、お願いいたします。

【子育て支援】

- 7-1 ◆横浜市も第2子、第3子出産時に休職すると、第1子は保育園を出なければなりません。これでは、安心しての子育てはできません。空き家、マンション空き室などを活用して保育施設を作れば、この問題を解消できるのではないのでしょうか。（7/3）

◇こども青少年局保育・教育運営課（電話：045-671-3991 FAX：045-663-1801）

こども青少年局保育対策課（電話：045-671-4220 FAX：045-663-1925）

横浜市では、第2子、第3子を出産されて育児休業を取得した場合に、第1子は原則として保育所等を退園することとなりますが、保護者の諸事情や児童福祉の観点から総合的に勘案し、一定期間の利用継続を可能としています。一定期間とは、多くの方が保育所等の利用をお待ちになっている実情を踏まえ、育児・介護休業法での育児休業の基本的な期間をもとに、「育児休業の対象となる児童が満1歳に達する日以後の最初の3月31日まで」と定めています。

なお、育児休業を取得をしたために保育所等を退所され、復職時に再度保育所等の利用申請を行う場合は、利用調整において、本来のランクから2ランク引き上げ、優先順位を上げることとしています。

また、保育施設数が少ないことも課題の一つである為、空き家やマンションの空き室等を活用して認可保育所や小規模保育事業の整備も行っております。具体的には、区ごとに保育ニーズの高いエリアを「整備が望ましい地域」に指定し、運営事業者の募集を行い、優先的に整備を進めております。

今後も区役所と調整のうえ、地域分析等を行い、子育てしやすい環境を整えられるよう努力してまいります。

このたびは、貴重なご意見をありがとうございました。

7-2 ◆子どもの遊び場（公園）をもっと増やしてください。その中に砂場、遊具などを充実させてください。（6/22）

◇環境創造局緑地保全推進課（電話：045-671-2646 FAX：045-224-6627）

横浜市では、公園の整備にあたり、「横浜市水と緑の基本計画」に基づいて、小学校の通学範囲（小学校区）を単位とした身近な公園の配置計画を定めています。

当面の整備目標として、概ね各小学校区に街区公園（面積0.1ヘクタール以上で、0.25ヘクタールを標準とするもの）を2箇所、近隣公園（面積2ヘクタールを標準とするもの）を1箇所として、公園の整備を進めています。

保土ヶ谷区内の公園状況として、平成27年3月31日現在で163箇所、約62.5haの公園を配置していますが、公園が不足している小学校区がまだ残っているため、これらの地区を優先して順次整備を進めているところです。

今後も計画で目標としている公園の整備に向けた取組を進めていくとともに、整備にあたっては、地域の皆様や公園利用者の方々のご意見を伺いながら進めてまいりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

◇保土ヶ谷区保土ヶ谷土木事務所（電話：045-331-4445 FAX：045-335-0531）

既存公園に遊具や砂場などを新たに設置する場合、安全確保のため周辺にスペースが必要となります。新たな遊具等の設置により広場が狭くなっ

てしまうなど、公園の利用状況が変わる場合があります。

所管の土木事務所にご相談いただくとともに、公園愛護会や町内会等、公園を利用されている地域の皆様でお話し合いますようよろしくお願いたします。

【旧県税事務所の跡地利用】

- 8 ◆県税事務所の跡地が空いています。利用計画があるか県に問い合わせたら考えていないとのこと。県は市と譲渡契約する意思があり、市は利用計画を今後考えていくとのことです。この辺に住民が集まる場所がないので、ケアプラザやコミュニティセンターなどの地域の活動拠点設置を是非考えてください。(6/26)

◇保土ヶ谷区区政推進課、都市整備局企画課

(電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945)

横浜市では、現在、県税事務所跡地の取得に向けて神奈川県と調整をしています。

今後の用途については、保土ヶ谷駅周辺の将来のまちづくりを念頭に入れつつ、地域の声をお聞きしながら、保土ヶ谷区・都市整備局が共同で検討してまいります。

【市街化調整計画】

- 9 ◆私たちの住む地域には仏向の原、川島の原など緑が多く、農地も多いです。しかし、宅地が少なく若い人たちは住めません。市街化調整計画の見直しや農地の特例の条件緩和をするなどで宅地を増やしてください。行政ではどのように考えているか教えてください。(6/29)

◇建築局都市計画課 (電話：045-671-2658 FAX：045-664-7707)

本市では、昭和45年に市街化区域と市街化調整区域の区分、いわゆる線引きの当初指定を行って以降、おおむね5年ごとに「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」や「都市計画マスタープラン」など本市のまちづくりの方針と、土地利用の状況、道路・公園など都市基盤施設の整備状況、既存の市街化区域との連続性等を踏まえながら、良好な市街地環境の形成や緑地等の自然環境の保全・創造が図られるよう、地区単位で必要な変更を行っています。最近では、平成22年3月に市街化区域と市街化調整区域の全市見直しを実施しました。

現在進めている全市見直しにあたっては、見直しの基本的考え方や基準について昨年11月27日から12月26日にかけて市民意見募集を行い、お寄せいただいたご意見を踏まえて、3月17日に見直しの基本的な考え方や基準を策定いたしました。

今後は、策定した見直しの基本的な考え方や基準に基づき、具体的に市域全体で見直しが必要な地区の検討を進めていくこととなりますので、今回のご要

望については、その際の参考とさせていただきます。

【AED問題】

- 10 ◆何か起きたらAEDを使うことを勧められますが、他所から持ち出すのは気が重いです。行政から、遠慮なく持ち出して使っても良いと、設置者、住民にPRしていただきたいと思います。(6/26)

◇医療局がん・疾病対策課（電話：045-671-3932 FAX：045-664-3851）

一般財団法人日本救急医療財団の「AEDの適正配置に関するガイドライン」において、施設内でのAED配置上の配慮として「AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていること」、「AEDを設置した施設の全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握していること」、「可能な限り24時間、誰もが使用できることが望ましい。使用に制限がある場合は、AEDの使用可能状況について情報提供すること」等が示されています。

また、同財団ホームページにおいて、周りで人が突然倒れた時などに役立てるため、AEDの設置場所の登録を呼びかけています。

本市としてもガイドラインの趣旨に沿うよう、周知に努めてまいります。

【危険箇所（崖地、急傾斜地）問題】

- 11-1 ◆土砂災害警戒区域とはどういうものですか。教えてください。(6/26)

◇保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

土砂災害警戒区域は、平成13年に施行された「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（通称：土砂災害防止法）」に基づいて、「急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）」により被害のおよぶ恐れのある区域を平成18年3月以降に神奈川県が指定し、公表したものです。

傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域、急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを越える場合は50m）以内の区域、以上の基準を満たす土地が土砂災害警戒区域の指定対象となります。

- 11-2 ◆瀬戸ヶ谷橋から瀬戸ヶ谷小学校に向かう坂の斜面。今回作成されたハザードマップでは土砂災害警戒区域に入っています。近くで土砂災害が発生したとき、斜面をブルーシートで覆い土嚢を積む工事をしましたが、現在もそのまま豪雨があったら心配です。工事は妥当なものか、その経緯も説明してください。(6/26)

◇保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

ご指摘の箇所と思われ、瀬戸ヶ谷町257-12付近の崖地（今年の台風18号の際に崩れた箇所）については、災害発生時に現場にて所有者へ対応を

依頼し、所有者によりブルーシート、土のう等による応急対処を行ないました。応急対処後の被害は確認されていませんが、区役所では台風が発生する時期を迎えるにあたり、現場を再度確認して所有者へ適切な管理をお願いしました。今後も状況を観察していくとともに、引き続き所有者に対して適正な管理を働きかけていきます。

- 1 1 - 3 ◆ビール坂反対側が県の急傾斜地の指定になっています。5年、10年の間に危険性があるとか、県で崩壊検査対策をするのか教えてください。(6/26)

◇保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

急傾斜地指定区域の指定区域に対しては、所有者等の要望を受けいくつかの要件を満たした場合に、急傾斜地崩壊防止工事を神奈川県が実施します。

所管課である神奈川県横浜川崎治水事務所に問い合わせたところ、ビール坂付近の指定区域（神戸町及び桜ヶ丘一丁目）については、所有者からの工事の要望等がなく、現状では対策工事をする予定はないとのことでした。

また、今後の当該区域の危険性について予測することは困難であり、危険度判定や検査等を行うこともないとのことですが、区役所では今後も急傾斜地について、適宜巡回及び監視してまいります。

- 1 1 - 4 ◆住んでいる地域に、ハザードマップでがけ崩れの危険表示が出ました。表示に至る経緯や、該当地域に住むうえでの注意点や、区役所の対応方針を教えてください。(7/3)

◇保土ヶ谷区総務課（電話：045-334-6203 FAX：045-334-6390）

ハザードマップでは、「土砂災害警戒区域」と「急傾斜地崩壊危険区域」をがけ崩れの危険がある区域として表示しております。いずれも法律に基づき神奈川県が指定をしており、台風や集中豪雨時にはがけ崩れ等が発生する可能性があります。対象区域にお住いの場合は、気象情報に注意し、テレビやラジオ・インターネット等で情報を入手してください。

がけから水がわき出る、小石がパラパラと落ちてくる、がけにひび割れができるなどの前兆現象に注意し、危険を感じた場合には自らの判断で早めに避難行動をとるようにしてください。

区役所では土砂災害警戒情報が発表された場合に避難場所を開設するとともに、ホームページや災害情報通知システム（区役所総務課での登録が必要）により、避難場所の位置や開設状況をお知らせしています。

【連合自治会問題】

- 1 2 ◆保土ヶ谷地区連合自治会は14自治会で構成されています。しかし、岩井町西口自治会は距離が離れていて連合の催しに参加しにくいです。連合自治会の組み替え検討をお願いします。(6/26)

◇保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

自治会町内会活動は地域住民の自主的な活動であり、区内の地区連合町内会（以下「連合」といいます。）の構成につきましても、行政が決定しているわけではなく、地域の皆様の話し合いによって決めているものです。そのため、連合に加入している単位自治会町内会を他の連合に組み替えを行う場合は、連合間と当該単位自治会町内会の三者で話し合いをしていただき、決定することができます。

【自治会問題】

- 13 ◆自治会役員の高齢化が進んでいます。老齢化すると気力、体力が続きません。若手に声をかけてもその気になってくれません。また若手の自治会加入者は少ないです。行政のなんらかの対策をお願いします。（6／26）

◇保土ヶ谷区地域振興課（電話：045-334-6302 FAX：045-332-7409）

自治会町内会加入促進事業につきましては、全市的に取り組んでいるところですが、残念ながら加入率はゆるやかな低下傾向にあります。

加入促進のために、ポスターの発行や広報よこはまへの自治会町内会特集記事の掲載など、広報紙でのPRや各種イベントでのPR、各不動産団体への協力依頼等を行っています。

当区におきましても、特に若年層への働きかけとして、母子健康手帳の交付の際や区外からの転入者などに自治会町内会の加入申込書を配付するなど、加入促進を図っています。また、自治会町内会活動を紹介するため、パネル展の実施なども行っています。

今後も地域の皆様のご協力をいただきながら、加入促進事業に努めてまいります。

【環境事業推進助成金問題】

- 14 ◆環境事業推進委員会の助成金配布問題について、補助金を地区の委員人数に応じた配分方式を提案します。現状の活動費は1地区一律4万円と委員人数×2千円。これでは委員数の多少により、委員一人あたりの単価が不平等となっています。1地区一律4万円とせず、5名、10名、20名、30名単位程度で、補助金を配分する方式を提案します（6／25）

◇資源循環局業務課（電話：045-671-2556 FAX：045-663-8199）

本市では、環境事業推進委員運営活動費として、平成23年度から委員1人あたり2,000円、1地区あたり40,000円を各区環境事業推進委員連絡協議会に対して助成しております。

一律である地区あたりの活動費は、地区連絡協議会や街の美化推進等にかかる取組、研修会への参加といった、地区としての活動の基礎を支援することを目的としております。一方で、委員1人あたりの活動費は、委員の活動への参加に伴う旅費や通信運搬費などについて、委員の数に応じて支給しているものですので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

【地域の安全対策】

- 15 ◆昨年も発言したが、町内にアルコール依存症(?)の男性が、住民に対し暴言、脅迫、夜間の電話などの迷惑をかけています。警察もこの件は掌握しているが、男性は警察を舐めきっていて町内は困り切っています。男性への取り締まりとケアの両面の対応をお願いします。(6/22)

◇保土ヶ谷区高齢・障害支援課 (電話：045-334-6351 FAX：045-331-6550)

アルコール依存症と思われる方を区役所が即、入院させることはできませんが、ご家族あるいはその方に関わりのある地域の方が区役所までご相談ください。

その方が立ち直ることができるように、区役所も一緒に考えてまいります。

◇保土ヶ谷区区政推進課 (電話：045-334-6223 FAX：045-333-7945)

ご要望の趣旨を、個人情報を除いて保土ヶ谷警察署(警務課住民相談係)にお伝えしました。

なお、具体的な説明や回答を必要とされる場合には、警察署では直接に相談されることを希望しておりますので、次の連絡先にご連絡をお願いいたします。

保土ヶ谷警察署 電話：045-335-0110 FAX：045-332-0110

【健康増進推進策について】

- 16-1 ◆市長も推奨していますように、健康増進のためのウォーキングの重要性は皆さまご承知の通りです。このウォーキングを各地域で定期的を実施するためには、リーダーの養成と資金確保が必須です。区では、リーダー養成の推進を、そして、各自治会では、資金援助等の支援をお願いします。(6/22)

◇保土ヶ谷区福祉保健課 (電話：045-334-6341 FAX：333-6309)

ウォーキングを楽しみながら継続的に実施するには仲間との交流も視野に入れたグループでの活動が大切になると考えています。

保土ヶ谷区では区民にウォーキングが定着することを目指して「ほどウォーク事業」を進めています。この事業の中で、「ウォーキング支援講座」を実施し、健康づくりの推進に関わっていただいている団体の皆様に呼びかけ、ウォーキング活動のリーダー育成や、地域活動でのウォーキングの拡充を目指しています。

また、自治会町内会の皆様にも「健康づくり」を視野にご活動いただけるよう、情報提供や、啓発を進めてまいります。

- 16-2 ◆保健活動推進委員の活動の中に、リーダー養成やウォーキング実施の企画立案等を積極的に取り入れていただければと思います。(6/22)

◇保土ヶ谷区福祉保健課 (電話：045-334-6341 FAX：333-6309)

保健活動推進員は、地域の健康づくりの推進役として、また行政の健康づくり施策のパートナーとして、地域で「生活習慣の改善」や、「がん検診、特定健診の普及」に関わる活動を行っています。

その活動の一環としてウォーキングについても区内のウォーキングコースを保土ヶ谷区のホームページでご紹介したり、地域住民への参加を呼び掛けたウォーキングを企画しています。また、区の実施する「ラジオ体操・ウォーキング講座」や「ウォーキング支援講座」への参加とともに、企画へのご協力を頂いています。

今後とも保健活動推進員の活動へのご理解、ご協力を宜しくお願いいたします。

- 16-3 ◆健康増進のため、朝のラジオ体操を（シニア対象を中心に）区全体に広がるよう、ぜひ企画・実施してください。（6/22）

◇保土ヶ谷区福祉保健課（電話：045-334-6341 FAX：333-6309）

保土ヶ谷区高齢・障害支援課（電話：045-334-6351 FAX：045-331-6550）

健康増進や介護予防につきましては、ラジオ体操等の様々な活動があり、区役所だけでなく地域をあげて取り組んでいます。

保土ヶ谷区では区民にウォーキングが定着することを目指して「ほどウォーク事業」を進めており、この事業の一環で、「ラジオ体操・ウォーキング講座」を実施しラジオ体操の効用についても普及を図っています。また、地域での介護予防の内容を取り入れた活動を「きらり☆シニア塾」と認定し区民に広く周知しています。老人クラブでも介護予防への取組を行っており、様々な体操等を地域の活動の中で展開しています。

今後とも、健康増進・介護予防の取組みに関心をお持ちいただき、様々な活動にご参加いただけますようお願いいたします。